

令和8年度

仕 様 書

件名 高規格救急自動車（2）

仙台市消防局総務部管理課

第1 入札案件

- 1 品名
高規格救急自動車
- 2 数量
1台
- 3 納入期限
令和9年3月15日(月)
- 4 納入場所
仙台市消防局(仙台市青葉区堤通雨宮町2-15)

第2 総則

- 1 目的
この仕様書は、仙台市消防局(以下「当局」という。)において、令和8年度に購入する高規格救急自動車の一切に適用する。

2 概要

傷病者を医療機関に搬送する間、救急救命士が救命処置をできるように、各種救急医療機器等を装備する消防用の高規格救急自動車(以下「救急車」という。)である。

3 適合法令

(1) 救急車は、「救急業務実施基準第10条に定める要件」、「道路運送車両法」、「道路運送車両法の保安基準」その他関係法令、通達に適合し緊急自動車として承認の得られるものであること。

(2) 入札参加申請業者は、本仕様書別表4の医療機器等を取り扱うために必要な資格(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条に定める販売業の許可及び同法第39条の2に定める管理者の設置等)を有していること。また、競争入札参加申請時にこれらを証明する書類を提出すること。

4 製作上の問題処理

製作は、仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い、仕様内容に疑義の生じた場合は、その都度速やかに当局と協議し、指示を受けること。

なお、仕様変更は、事前に発注者の承認を受けること。また、救急車製作にあたり工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは、受注者がこれらの問題解決を行うこと。

5 製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。

- (1) 各装置及びパーツの取り付けは、原則としてボルト締付けとすること。
なお、ボルト等はネジロック剤を使用し確実に締め付けること。
- (2) 車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は、すべてコーキングをすること。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- (4) 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- (5) 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。
- (6) 堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (7) 水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。また、フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には、適切な保護対策を講じること。
- (8) 電池及び電池パックを使用するものは、各メーカーが指定するものを使用し、必要数を入れておくこと。

6 規格及び表示

規格

(1) 車両に使用する材料及び部品は、特に指定するものを除き、すべて日本産業規格(J I S)のものを使用すること。ただし、ネジ類については、I S Oネジ又はこれに準じたものを使用すること。

(2) 表示

ア 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語又は英語で表示すること。

イ 車両に使用する単位等の表示は、すべてS I単位で表示すること。

7 登録の費用

自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の費用は発注者負担とし、車庫証明書その他救急車の新規登録に要する費用は、受注者がすべて負担すること。また、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、発注者が負担するので受注者が立替え払いし、納車後に当該車両代金と別に発注者に請求すること。

8 登録の代行

救急車製作完了後、新規登録のための手続きを受注者が代行し、東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

9 保証及び保守体制

(1) 保証

救急車の保証期間は、検査合格後1年とする。

積載品等で1年以上のメーカー保証期間が定められている場合は、メーカーの指定する期間とする。

なお、保証期間後であっても設計、製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については、受注者が無償で修復すること。

(2) 保守体制

ア 当該車両のメンテナンス体制

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は1日以内とすること。

イ 技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は1日以内とすること。

ウ メーカー技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は2日以内とすること。

エ 保守期間

検査合格後1年を無償の保守期間とすること。

なお、無償の保守期間後についても、無償の期間に準じた保守体制をとること。

10 事故防止

架装及び車両の移動に当たっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに当局に連絡するとともに、その被害等について一切の責任を負うこと。

11 検査

(1) 受注者は、発注者が行う中間検査及び完成検査を受けること。

(2) 中間検査は、作業工程を考慮し随時行う。

(3) 完成検査は、車検取得後に行うものとし、車両、取付品、積載品、付属品、医療機器等すべてを一括して行うものとする。

(4) その他必要に応じ検査を行うものとする。

12 提出書類

12-1 提出書類

(1) 製作承認図書類、完成図書及び取扱説明書は、すべてA4判ファイルに一括綴じること。
(写真は除くこと)

- (2) 図面は、すべてA3判又はA4判とすること。
- (3) 外国製品については、すべて日本語に翻訳すること。また、各単位には、S I単位を併記すること。
- (4) 外注先一覧表・・・1部
製作を外注する場合は、次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。
- ア 会社名
 - イ 所在地
 - ウ 電話番号
 - エ 外注内容（品目及び作業内容等）
- 12-2 着手届・・・1部
契約日の翌日まで、当局に着手届けを提出すること。
- 12-3 全体工程表・・・2部
契約後14日以内に、シャシーの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。
- 12-4 製作承認図書類・・・3部（返却分1部を含む）
受注者は、架装開始前に、仕様書に基づく次の書類を提出し、当局の承認を受けること。
- (1) 架装工程表（外注先の作業工程を含む）
 - (2) 製作承認図
 - ア 架装外観5面図
 - イ 詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（3面図）
 - ウ 電気配線図（種類、ヒューズ容量明示）
 - エ 改造自動車重量計算書
- 12-5 完成図書・・・3部（車両台数プラス1部）
完成図書は、次のとおりとし、完成車納入時に提出すること。
- 12-5-1 シャシー関係図
- (1) シャシーの諸元明細書又は詳細な仕様書
 - (2) シャシーカタログ
 - (3) シャシー使用電球型式一覧表
 - ア 名称（取付位置）
 - イ 種類
 - ウ 型式
 - エ その他
 - (4) シャシー使用ヒューズ型式一覧表
 - ア 名称
 - イ 数量
 - ウ 定格（アンペア数）
 - エ 形状
 - オ 寸法
 - カ 取付位置
 - キ その他
- 12-5-2 架装関係図書
- (1) 架装外観5面図（承認図を修正したもの）
 - (2) 詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（3面図で承認図を修正したもの）
 - (3) 電気配線図（承認図を修正したもので種類、電球のワット数とJ I S番号明示）
 - (4) 使用電球一覧表
 - ア 名称（取付位置）

- イ 種類
- ウ 型式
- エ その他
- (5) 使用ヒューズ一覧表
 - ア 名称（系統名）
 - イ 数量
 - ウ 定格（アンペア数）
 - エ 形状
 - オ 寸法
 - カ 取付位置
 - キ その他
- (6) 装備品等一覧表（品名、数量、製作会社名、電話番号、型式明示）
- (7) 装備品等の仕様明細書（諸元明示）
- (8) 装備品等のカタログ又は写し
- (9) 改造自動車等審査届出書写し
- (10) 自動車検査証の写し
- (11) 重量測定及び転覆角度試験結果成績書（写真付）
- 1 2-6 取扱説明書・・・3部（車両台数プラス1部）
 - (1) シャシー取扱説明書（シャシー取付品を含む）
 - (2) 装備品取扱説明書
 - （ストレッチャー、インバーター、電子サイレンアンプ、赤色警光灯類、その他取付品積載品付属品等）
- 1 2-7 写真（CD-R等の電子データ付）
 - (1) 架装工程写真（カラーL判）・・・1式
 - 救急車架装中のもので工程ごと提出すること。
 - (2) 完成写真（カラーL判）
 - ア 緊急自動車事前届出用（前後左右撮影、車検取得前のもの）・・・各2部
 - イ 緊急自動車届出用（前後左右撮影、車検取得後のもの）・・・各2部
 - ウ 資機材収納部の状況・・・1部
- 1 3 無償点検整備
 - 納車後3ヶ月の法定定期点検整備は、受注者が無償で行うこと。
- 1 4 その他
 - 道路交通法施行令第13条の規定に基づく緊急自動車の届出事務処理上必要なものとして、当該車両の車両型式、車体番号が記載されている書類、及び上記「1 2-7（2）ア」の写真を車検取得日の10日前までに提出すること。

第3 仕様

1 材質の規格

- (1) 材料及び部品は、すべて新規製品を使用すること。
- (2) ステップ等は、アルミ縞板を使用し、表面はポリウレア樹脂塗膜塗装等の防水・防食・耐摩擦性の高い処理を施し、併せて防滑処理を実施すること。
- (3) 外部に取り付けるボルト、ナット類はステンレス製又はスチール製とし、それによりがたい場合は当局と協議すること。
- (4) コーキング及びシーリング類は、弾力性のあるものを使用し、経年変化により硬化し難いものとする。
- (5) その他の材料は、次によること。

ア プラスチック類は、すべて難燃性のものを使用すること。

イ ゴム製品は、すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。

(6) 潤滑油及び各種作動油は、各メーカーが指定するものを使用すること。

2 主要諸元

- | | |
|-----------|---|
| (1) エンジン | 水冷4サイクルのガソリンエンジン |
| (2) 総排気量 | 2, 690 cc以上 |
| (3) 最高出力 | 公称出力が105kW (145ps) 以上 |
| (4) 軸 数 | 2軸 |
| (5) 駆動方式 | 4輪駆動 |
| (6) 変速装置 | オートマチックトランスミッション |
| (7) 軸間距離 | 3, 500mm以内 |
| (8) 車両寸法 | |
| 全 長 | 5, 750mm以内 |
| 全 幅 | 1, 900mm以内 |
| 全 高 | 3, 000mm以内 |
| (9) 車両総重量 | 3, 500kg未満 (別表2及び別表3の1.3~5.7.8、別表4、別表5の重量を含む) |

3 シャシー (機関及び台車)

3-1 シャシー規格

- (1) 使用するシャシーは、令和7年に製作されたものを使用すること。
- (2) 使用するシャシーは、平成30年基準50%低減レベル以上の低排出ガス認定車とすること。
- (3) 使用するシャシーは、シャシーメーカー純正の寒冷地仕様とすること。

3-2 オートマチックトランスミッション

- (1) 電子制御式オートマチックトランスミッションとすること。
- (2) 前進がオーバードライブ付で4速以上であること。
- (3) オートマチックトランスミッションには、ロックアップ機構が付属していること。
- (4) オートマチックトランスミッションには、エンジン始動後PレンジからRレンジにシフトする際ブレーキペダルを踏まないとシフトできない構造 (シフトロック装置) の安全装置を装備していること。
- (5) シフトレバーの位置は、進行方向に向かってステアリングホイールの左側とすること。

3-3 ブレーキ装置

- (1) フロントブレーキは、ベンチレーテッドディスクブレーキとすること。
- (2) 主ブレーキには、ABS (4輪アンチロックブレーキシステム) を装備すること。
- (3) 駐車ブレーキ (サイドブレーキ) は、機械式のブレーキ装置とすること。
- (4) 自動 (被害軽減) ブレーキ装置を取り付けること。

3-4 サスペンション

- (1) サスペンションは、救急自動車として最適なものとすること。
- (2) フロントに、スタビライザーを取り付けること。

3-5 ステアリング装置

- (1) ステアリングホイールの位置は、進行方向に向かって右側とすること。
- (2) ステアリング装置はパワーステアリングとし、チルトできる構造とすること。

3-6 ウィンカー及びペダル類の位置

- (1) ウィンカーレバーは、進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。
- (2) ペダル類は、進行方向に向かって右側からアクセルペダル、ブレーキペダルの順に配置し、操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。

- (3) 運転者が進行方向に向かって右側に着座し、運転に支障のないよう計器、レバー及びその他機器類を適切に配置すること。

3-7 電気装置

- (1) 電気装置は、直流12Vのマイナスアース式とすること。
- (2) シャシーエンジンには、次の充電装置（オルタネーター）を取り付けること。
 - ア オルタネーターは、12V-140A以上とすること。
 - イ オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは、オルタネーターに適合するものとすること。
- (3) バッテリーは、JIS規格55D23Rを2個とし、コード類は十分に余裕を取ること。

3-8 タイヤ

- (1) 使用タイヤは、スペアタイヤを含めチューブレスラジアルタイヤとすること。
- (2) スペアタイヤの脱着が容易に行える格納装置を適切に取り付けること。
- (3) 納車時は、スタッドレスタイヤとすること。

3-9 燃料タンク

燃料タンクの容量は、65リットル以上とすること。

3-10 視界

- (1) フロント及びリヤの両方のウインドーに間欠式ワイパーを取り付けること。
- (2) 左ドアミラー上部に補助ミラーを取り付けること。
- (3) フロント及びリヤには、アンダーミラーを取り付けること。（電子インナーミラー）
- (4) リヤウインドーは、デフォッガーを取り付けること。
なお、高温防止の安全対策として、一定時間で電流が止まるタイマー付とすること。
- (5) ドアミラーは、電動格納式リモコンメッキタイプとすること。
- (6) 運転室のルームミラーは2カ所式等とし、助手席からも後方が確認できるようにすること。
- (7) 運転席及び助手席ドアの窓ガラスは、電動で上下するパワーウインドウとすること。

3-11 取付計器

- (1) スピードメーター（走行距離計及びトリップメーター付き）を取り付けること。
- (2) エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。
- (3) 燃料計を取り付けること。
- (4) トランスミッションのポジショニングをメーターパネル内に取り付けること。
- (5) 上記の計器は、夜間用の照明灯（内部照明でも可）を取り付けること。

3-12 運転室のエアコンディショナー

(1) 暖房装置

- ア 暖房装置は、エンジン冷却水利用の温水型とすること。
- イ 暖房装置を運転室内の適切な位置に取り付けること。
- ウ 暖房装置は、運転室内を有効に暖房するのに必要な能力を有するものとすること。
- エ 暖房装置は、シャシーメーカー純正品とすること。

(2) 冷房装置

- ア 冷房装置は、シャシーエンジンにより駆動するコンプレッサーを使用すること。
- イ 冷房装置を運転室内のフロントの適切な位置に取り付けること。
- ウ 冷房装置は、運転室内を有効に冷房するのに必要な能力を有するものとすること。
- エ 冷房装置は、シャシーメーカー純正品とし、冷媒に使用するガスは、代替フロンガスとすること。
- オ ドレイン水は、適切に車外に排出できるものであること。
なお、冷房装置運転時、結露等のないように適切に対処すること。

(3) 換気装置

- ア 外気を運転室内に導入し送風することができ、運転室内の空気を循環する機能も併せて

有するものとする。

イ 換気装置は、上記の暖房装置及び冷房装置と併用できるエアミックスタイプとすること。

3-1-3 運転室内取付品

- (1) 運転席及び助手席用のアシストグリップを取り付けること。
- (2) 運転席及び助手席には、ELR付き3点式シートベルトを取り付けること。
- (3) 運転席用の補助拘束装置（SRSEエアバック）を取り付けること。
- (4) 運転室の床面には、フロアシートを張ること。
- (5) 運転席又は助手席付近に小物入れを取り付けること。

3-1-4 その他

- (1) ヘッドライトはLEDヘッドランプ又は同等以上のヘッドランプとし、車両姿勢に応じて照射軸を一定に保つ機能を有していること。
- (2) ヘッドライト下方にはフォグライトを取り付けること。
- (3) 車体後部左右には、バックライトを取り付けること。
- (4) 冷却水は、ロングライフクーラントを使用し、凍結温度を -15°C 以下に設定すること。
- (5) 各車輪にマッドガードを取り付けること。

4 車体の構造及び架装

4-1 車体の構造

- (1) 車体は、大きく分けて運転室と傷病者室に分けること。
- (2) 運転室と傷病者室は、完全に仕切ることなくウォークスルータイプとすること。
- (3) 天板は、断熱性及び遮音性を十分に考慮した構造とすること。
- (4) 側板は、各種資材の収納及び取り付けに対し十分に耐える構造とすること。
- (5) 傷病者室の床は、次のとおりとすること。
 - ア 水洗いに適した防水処置を施すこと。
 - イ 床は、鋼板の上に合板等を張り、更にその上に保護材を張ること。
 - ウ 資器材収納庫等床に直接固定するものについては、十分な防水対策を講じること。
 - エ 床に張るロンリューム等は、壁面（床に直接固定している資器材収納庫等の壁面を含む。）を防水加工すること。また、抗菌、防カビ、防滑性能を有すること。
 - オ ロンリューム等は、内装色と調和する色調とすること。
 - カ 車両後方から前方にかけての通路幅は救急隊員の活動がスムーズに実施できるためのスペースとして350mm程度確保すること。
- (6) 乗降用ドアは4箇所とし、次のとおりとすること。
 - ア 運転室の左右側面にドア（運転席用及び助手席用）を取り付けること。このドアにはドアバイザーを取り付けること。
 - イ 運転室の左右ドアの後部にサイドスライドドアを取り付けること。
 - ウ 車体後部には、跳ね上げ式ドアを取り付けること。
 - エ 4箇所の乗降用ドアを含むすべてのドアに施錠装置を取り付けること。

なお、この施錠装置は、運転席のドアのロック又はリリースに併せ4箇所のドアがすべて連動でロック又はリリースされる電磁式集中ドアロック装置とすること。
 - オ キーレスエントリー装置（ワイヤレスのドアロック装置でドアのロック及びリリースが容易にできる装置）を取り付けること。
- (7) 傷病者室には、次のとおり窓ガラスを取り付けること。
 - ア 傷病者室左サイドスライドドアの上半分に取り付けること。
 - イ 跳ね上げ式の後部ドアに埋め込み式の窓ガラスを取り付けること。
 - ウ 傷病者室内の左側に窓ガラスを取り付けること。
 - エ 跳ね上げ式の後部ドアの窓ガラスは、紫外線をカットする機能を有すること。
 - オ 上記の窓ガラスはすべて下方が曇りガラス又はこれと同等の処理を行うこと。

4-2 座席

- (1) 乗車定員は、7名以上とすること。
- (2) 運転室には、運転席と助手席を設けること。
- (3) 傷病者室には、助手席側に3名分以上の座席を取り付けること。このうち1名分（前方に位置する座席）は、前向きの高バックシートとすること。
高バックシートを含むシート下部は収納ボックス又はスペースとすること。また、高バックシートには、3点式シートベルトを取り付けること。
- (4) 傷病者（1名）用ストレッチャーが収納できる防振ベッドを傷病者室に取り付けること。
- (5) ストレッチャーの前方に1人掛け座席（背当て付きメディカルシートで跳ね上げ式）を設けること。
- (6) 傷病者室の座席（高バックシート除く）には、2点式シートベルトを取り付けること。
- (7) 傷病者室の助手席側の座席にバックボード等をベルト等により固定し、傷病者1名を収容できるようにすること。
- (8) 座席表面はレザー（ビニール可）のシート生地を使用すること。
なお、シート生地は、内装色と調和する色調とすること。
- (9) 運転席、助手席及び傷病者室の高バックシートに内装色と調和する色調のシートカバーを取り付けること。

4-3 資器材収納庫及び取り付け

- (1) 構造は堅ろうで、かつ、走行中の振動による異常がないものとする。
- (2) 収納物に損傷を与えるおそれのないものとする。
- (3) 各扉及び引出装置には、走行中の振動等により開放しないような固定装置を取り付けること。
なお、固定装置は、容易に固定及び解除ができるものとする。
- (4) 内面には、必要に応じ積載品の固定装置及び緩衝材等を取り付けること。
- (5) 金属製棚等を設置する場合は、鋭利な部分をなくし、当該棚により危害が生じない構造とすること。また、棚のエッジ部分をゴム（合成樹脂製品でも可能）で被覆すること。
- (6) 傷病者室内の資器材収納庫及び取り付けの設置位置は、車両後方から見て次のとおりとすること。

ア 傷病者室の右側前方（運転席後方）

資器材収納庫内に資器材固定用のマジックベルト等を前後に3本取り付けること。また、任意の高さに調節可能な棚板を2段取り付けること。

イ 傷病者室の右側中央（ME機器ラック）

次の資器材を取り付け、また、容易に取り付け取り外しができるよう複数の専用のブラケット等を取り付けること。

(ア) 患者監視装置

専用ブラケット（台座）を取り付け、本体操作に支障のない構造となるよう確実に固定すること。

(イ) 輸液ポンプ

専用のブラケット又はパイプホルダーを作成し固定すること。また、パイプホルダーの取り付け位置は、輸液ポンプ装着時においても操作に支障をきたさない位置とすること。

(ウ) タブレット端末（支給予定品）及び除細動器用プリンター

専用の3段式のブラケットを作成し、最上段にタブレット端末、最下段に除細動器用プリンターを設置でき、操作に支障のない構造として取り付けること。

(エ) 吸引器

取り付け専用のブラケットを作成し、壁面に取り付け固定すること。

- ウ 傷病者室の右側上部（ME機器ラック上部）
 収納及び設置予定資器材
 - (ア) 加湿流量計付酸素吸入装置
 - (イ) 耐振動血圧計（ウォール型）
 取り付け専用のブラケットを作成し、壁面に取り付け固定すること。
 - (ウ) 各種資器材用収納庫 2 箇所（開閉扉 4 箇所）
 - エ 傷病者室の右側下部（ME機器ラック下部）
 引き出し式の収納庫を 2 箇所に取り付けること。なお、引き出しは、走行中の揺れ等で開かない構造とすること。
 - オ 傷病者室の右側後方（ME機器ラック後方）
 3 段式の引き出し収納庫を取り付けること。なお、取り付け位置については、ストレッチャーを積載した状態でも容易の開閉できる位置に取付けることとし、走行中の揺れ等で開かない構造とすること。
 - カ 傷病者室右側後方（3 段式引き出し収納庫後方）
 下部に引違い式扉収納庫、上部に開閉式収納庫（トレイ付き）を取り付けること。なお、開閉式収納庫の扉は鍵付きとすること。
 - キ 傷病者室の左側前方（スライドドア入口付近）
 2 段式収納庫を取り付けること。（扉は金属製）
 2 段式収納庫の上段には、AC/DC 12V 電源供給が可能な状態で温冷蔵庫を適切に取り付けること。（別途協議）
 - ク 傷病者室の左側中央上部（ハイバックシート及び横向き 2 人掛け座席上部）
 各種資器材用収納庫を 2 箇所取付けること。（開閉扉 4 箇所、脱着式仕切板 4 個付）
 なお、いずれかの扉を鍵付き収納庫とすること。
 - ケ 傷病者室左側の横向き 2 人掛け座席下部
 各種資器材が収納できること。
 なお、携帯型酸素吸入器の予備ボンベ（2 リットル） 2 本固定できる金具等を取り付けること。
 - コ その他必要と認める箇所
 - (7) 酸素ボンベ収納庫
 - ア 傷病者室からボンベのバルブの操作が、容易にできるものであること。
 - イ ボンベの残量が、容易に確認できるものであること。
 - ウ 酸素ボンベの固定装置は、10 リットルボンベ 2 本以上を収納でき、それぞれ個別に脱着できる構造とすること。
 - (8) 傷病者室右側の ME 機器ラック下部にダストボックス（仕切り板付き）を収納すること。
 - (9) 傷病者室内天井に輸液ビンホルダー（折りたたみ式 1 箇所）及び、物入れ用ネットシェルフ（前後に各 1 箇所）を取り付けること。
 - (10) 車体の右側
 - ア 収納箇所は、雨水等が侵入しない構造とすること。
 - イ ネットシェルフを 3 箇所程度取り付けること。
- #### 4-4 ストレッチャー架台
- (1) 傷病者室中央付近に取り付けること。
 - (2) 当局で指定するメインストレッチャーを確実に固定し、かつ、容易に解除できる構造の固定装置を取り付けること。
 - (3) 架台は、ストレッチャーの搬入搬出が容易に行え、搬入時に脱輪し難い構造とし、必要に応じ搬入ガイドを取り付けること。
 - (4) 架台及びストレッチャーは、走行等による振動及び縦横の加速度を十分に吸収できるもの

であること。

- (5) 架台及びストレッチャーは、救急隊員の活動スペースを十分に考慮した位置に取付けること。

4-5 酸素吸入装置（定置型人工酸素蘇生及び酸素吸入装置）

- (1) 酸素ボンベから傷病者室内に酸素配管を取り付けること。
(2) 酸素配管は、主として側板内及び天板内に敷設し、車内に露出しない構造とすること。
(3) 酸素配管は、十分な耐圧力及び耐蝕性を有するとともに、走行中の振動及び衝撃等に十分に耐える強度の材質のものを使用すること。
(4) 酸素配管には、酸素ボンベ固定装置付近に酸素送り出し用接続口を、傷病者室の次の箇所には、酸素取り出し用接続口を取り付けること。
ア 傷病者室右側壁面に2箇所、接続口型式は川重型とすること。
イ 傷病者室右側壁面の加湿流量計部分に1箇所取り付けること。
(5) 加湿流量計付酸素吸入装置（2人用）を傷病者室右側壁面に適切に取り付けること。
なお、構成部品は次のとおりとすること。

ア 減圧弁は、2次圧0.45MPa（4.5kg/cm ² ）ヨーク型バルブ用	2個
イ 三方チーズ（高圧用）	1式
ウ 二連式加湿流量計	1式
エ デマンドバルブ用アウトレット（マニホールド）	2個付
オ 配管ホース（高圧用）	1式
カ 二連式加湿酸素流量計用ブラケット	1式
キ 10リットル酸素ボンベ（アルミ製）	2本

4-6 ステップ及び保護装置等

- (1) サイドスライドドアからの乗降用として、スライドドア内側に階段式ステップを取り付けること。（踏面には防滑テープ貼付）
なお、このステップの床面及び立ち上がり部分には、塗装剥離防止のためのガーニッシュを張ること。
(2) 運転室への乗降用ステップに、塗装剥離防止のためのガーニッシュを張ること。
(3) 後部ドアからの乗降用として、ステップを取り付けること。（踏面には防滑テープ貼付）
このステップの床面及び立ち上がり部分には、塗装剥離防止のためアルミ製の保護板を張ること。
(4) 傷病者室床面の後端部にステンレス製の保護板を張ること。
(5) 傷病者室の床面（スライドドアの昇降口）に金属製の保護板を張ること。

4-7 取付品

- (1) バックアイカラーカメラ及びカラーモニター兼用ナビゲーションシステム等
ア バックアイカラーカメラを車体の適切な位置に取り付けること。
イ キャビン内のダッシュパネルの適切な位置に、カラーモニターを取り付けること。
ウ カラーモニターは、次のとおりとすること。
(ア) カラーモニターはビルトイン又はオンダッシュ方式であること。
(イ) 走行用のシフトレバーがRレンジに入った場合（又は後方モニターONの場合）、自動的にバックアイカラーカメラの映像をモニターするものであること。
(ウ) カラーモニターの画面サイズは、6.5インチ以上とすること。
(エ) TFTカラー液晶モニターとすること。
(オ) 昼夜の照度調節がライト連動であること。
(カ) バックアイカラーカメラ専用の端子を持っていること。
(キ) カラーモニターは、カーナビゲーションシステムのモニター兼用であること。
(ク) ナビゲーション機能は地図情報、車両の位置・進行方向、方位及び渋滞情報等を運転

手に正確に提供できることとし、HDD又はSD方式とする。

- (ケ) カーナビゲーションシステムの地図情報は、緊急消防援助隊として活動する場合を想定し、全国地図及び各都市の詳細な市街地図とし、納車時最新版であること。
- (ク) 地上デジタルチューナーレスとすること。(地上デジタル放送を観れないよう改造等をする可)
- エ バックアイカラーカメラとカラーモニターを専用の配線で適切に結線すること。
- オ バックアイカラーカメラの取り付け及び配線引き込みは、防水対策を適切に行うこと。
- (2) ドライブレコーダー
ドライブレコーダーを、車両進行方向が撮影でき、かつ運転操作に支障のない適正な場所に取り付けること。
- (3) FAST車載器
FAST車載器は、信号の送受信ができるよう適切な場所に取り付けをすること。
- (4) フロントコーナーセンサー
フロントコーナーセンサーを適正な場所に取り付けること。
- (5) バネフック
運転室の後部の適切な位置に3箇所、傷病者室運転席側の適切な位置に5箇所(輸液管等用)に取り付けること。
- (6) 小物入れ
運転室の左右ドアの内側に、ドアポケットを取り付けること。
- (7) 消防章
消防章をフロントグリル付近の適切な位置に取り付けること。
- (8) 消火器
車両用ABC粉末6型の消火器を傷病者室内の適切な位置に取り付けること。
- (9) ホワイトボード
ア 取り付け位置は傷病者室とし、別途指示する。
イ 大きさは、200mm×200mm程度とすること。
- (10) アシストグリップ
ア 傷病者室の天井に2箇所以上前後に取り付けること。また、後方のアシストグリップには脱着式の輸液ビンホルダーを1箇所取り付けること。
イ 傷病者室の右側ME機器ラック上部資機材用収納庫の下部に、それぞれ1箇所取り付けること。
ウ 傷病者室の後部ドア付近左側は大型で長めのものを取り付けること。
- (11) カーテン
カーテンの取り付けについては、当局と協議すること。
- (12) 調光フィルム
ア 傷病者室左側の窓(スライドドア含む)に調光フィルムを取り付けること。なお、取り付け位置は、曇りガラス上部の全面とすること。
イ 調光フィルムは、スイッチ等の操作により、透明状態と曇り状態が切り替えられること。
ウ 調光フィルムの切り替えスイッチは、傷病者室の適切な位置に取付けること。
- (13) アナログ式時計
傷病者室の適切な位置にアナログ式時計を取り付けること。
- (14) 地図入れ
地図収納スペースを適切な位置に取り付けること。
- (15) ペーパータオル収納フォルダ(マグネット式)
傷病者室の適切な位置にペーパータオル収納ボックス2個を取り付けること。
- (16) ポータブル温冷蔵庫

ポータブル温冷蔵庫を傷病者室の左側前方（スライドドア入口付近）の２段式収納庫上段に取り付けること。（ＡＣ１２Ｖ対応）

(17) ティッシュ・グローブボックス

傷病者室の適切な位置にティッシュ及びグローブボックス固定器具を取り付けること。

(18) ETC車載器

ETC車載器を運転席付近の適切な位置に取り付けること。なお、車載器は適切にセットアップを行い、納車時使用可能な状態であること。

5 電装品

5-1 赤色灯

5-1-1 赤色警光灯

(1) フロント上部にビルトインタイプの赤色警光灯（LED点滅灯増設含む）を一式、リヤ上部に同じくビルトインタイプの赤色警光灯を２箇所取り付けすること。ただし、散光式警光灯（LED式）のものは、両側方から有効に視認できるものであること。

(2) 赤色警光灯は、状況に応じ発光パターンが自動で変更する機能を有すること。また、発光パターンを自動で変更しないことも可能な構造とすること。

(2) 雨漏れ等のないように適切に取り付けること。

(3) 赤色警光灯の取り付けは、防水対策に十分対処すること。

5-1-2 赤色点滅灯

以下に示す赤色点滅灯等は、雨漏れ、防水対策を十分に実施すること。

(1) フロントグリルの赤色点滅灯

ア フロントグリルの適切な位置に取り付けること。

なお、車両のメンテナンスに支障のないように取り付けすること。

イ 赤色点滅灯を台座に取り付ける場合はステンレス製とすること。

ウ 赤色点滅灯は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。

(2) フロントバンパー側面部の赤色点滅灯

ア 適切な位置に取り付けること。

イ 赤色点滅灯は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。

(3) リヤの赤色点滅灯兼作業灯

ア 車体後部の跳ね上げ式ドアの適切な位置に取り付けること。

イ 赤色点滅時は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。

ウ 赤色点滅灯兼作業灯は、運転席又は傷病者室で容易に操作できること。

(4) 両側面上部の赤色点滅灯兼作業灯

ア 両側面上部に作業灯を４箇所適切に取り付けること。

イ 赤色点滅時は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。

ウ 赤色点滅灯兼作業灯は、運転席又は傷病者室で容易に操作できること。

5-2 拡声装置付電子サイレン

(1) アンプは、ダッシュパネルに埋め込むこと。

(2) ダッシュパネルの適切な位置に、アンプの専用マイクハンガーを取り付けること。

(3) 電子サイレンアンプには、次のものを付加すること。

ア フレキシブルマイク

(ア) 運転者が、走行中外部広報できるように、フレキシブルマイク（指向性コンデンサマイク）を運転席の適切な位置に取り付けること。

(イ) フレキシブルマイクとアンプを結線し、途中にマイクのスイッチ（パイロットランプ付き）を取り付けること。

(ウ) フレキシブルマイク用のスイッチ（確認灯付き）の取り付け位置は、ステアリングホイール周囲の適切な位置とすること。

イ 音声合成マイク

音声合成マイク本体に車体側より電源を供給すること。

(4) 音声合成音

ア 緊急走行時に電子サイレンアンプを使用している場合において、スイッチ操作により合成音による拡声を自動的に行えること。

イ スwitchは5個とし、メッセージ等は次のとおりとする。また、取り付け位置等については別途指示する。

1	救急車が通ります。進路を譲って下さい。
2	交差点に進入します。ご注意下さい。
3	右へ曲がります。ご注意下さい。
4	左へ曲がります。ご注意下さい。
5	バックします。ご注意ください。
6	救急車が出動します。ご注意ください。
7	ウー音
8	ご協力ありがとうございました

なお、3～5の合成音はシャシーのウインカーとバックギアにそれぞれ連動させるものとし、車線変更時や不必要な状況においてメッセージを流さないためのOFFスイッチを設けること。

ウ 上記合成音は、女声音とすること。

(5) スピーカーは、防振及び車内へのサイレン音等の流入について十分な対策を講じること。

5-3 室内照明

(1) 助手席側のフロントピラー付近と傷病者室の前向きのハイバックシート上部に、フレキシブルタイプのスポットライト又はLEDライトを取り付けること。

(2) 運転室に室内灯を取り付けること。

なお、この室内灯は、運転室の左右扉の半ドア警告灯を兼ねるものとする。

(3) 傷病者室天井に、室内灯を取り付けること。

ア 室内灯は4箇所以上とし、適切に取り付けること。

イ 使用する室内灯は、LEDとすること。

ウ 室内灯取り付け部には、室内灯を保護するとともに光りを和らげるための合成樹脂製のカバーを取り付けること。

エ 室内灯に光量調節機能を備えること。

(4) サイドスライドドアステップ及び後部ドアステップを照射するライトを取り付けること。

なお、このサイドスライドドアステップライトは、半ドア警告灯を兼ねるものとする。

(5) 傷病者室内に収容された傷病者の局部を照射することができるスポットライトを取り付けること。

ア 取り付け数量は2個とし、傷病者の局部を有効に照射できるものとする。

イ スポットライトは、位置を有効に照射できるよう、容易に向きを変えることができること。

5-4 AC100V関係

5-4-1 インバーター

(1) 走行中にAC100V300W程度を通電するコンセントを使用できるようにするため、DC12VからAC100Vに変換するインバーターを取り付けること。このインバーターは正弦波インバーターとし50Hz用で定格300W以上の性能を有するものとする。

(2) コンセントの形式は、接手形埋め込み2P（アース付平行2Pで医療機器のコンセントが接続できるものとする。）型のダブルコンセントを4箇所以上設置すること。

(3) インバーターのメインスイッチを操作が容易な位置に取り付けること。

5-4-2 商用電源による装置

(1) 車庫に待機中における商用電源の車両への引き込みは次のとおりとすること。

ア キャプタイヤコード（CTケーブル）とし、長さが10m程度で容量に余裕があるものとする。

イ キャプタイヤコードの両端には、それぞれ商用電源プラグ（丸型のゴムプラグ[平行2芯]）及び車両接続用のマグネット式コンセント（外部入力用）を取り付けること。

なお、車両接続用のマグネット式コンセントの取り付け位置は別途指示する。

(2) 傷病者室内コンセント

ア 外部からAC100Vの商用電源を引き込み、車内でAC100Vの電源が使用できるようにすること。

イ コンセントは、インバーターと共通する自動切換え方式とすること。

ウ コンセントの形式は、上記5-4-1（2）同様接手形埋め込み2P（アース付平行2Pで医療機器のコンセントが接続できるものとする。）型のダブルコンセントとすること。

(3) 自動充電装置

AC100Vの電源により、シャシー積載のバッテリーに自動的に充電する装置（過充電防止装置付き）を左側後方に取り付けること。

(4) 自動充電装置及び傷病者室内コンセントの電源（AC100V）入力は、同一の入力コネクタとすること。

(5) AC100V入力コネクタ（ヒューズ付）をボディ外部の適切な位置に取り付け、防水対策を施すこと。

(6) キャビン内の適切な位置に商用電源入力中を示す確認灯（赤のLED）を取り付けること。

(7) 配線は同一のコンセントから分岐し、自動充電装置及び傷病者室内コンセントまでそれぞれ結線すること。

(8) 配線は、それぞれの使用電流量に耐える配線をすること。

(9) 配線及び結線部は露出のないようにし、漏電及び防水対策を十分にとること。

(10) 配線は、適正容量のヒューズを介して結線すること。

(11) 必要に応じブレーカー等の緊急遮断装置を取り付けること。

(12) エンジン停止時には、外部入力によりAC100Vの電源を入れることで照明等が使用できること。（外部商用自動切替）

5-5 傷病者室の冷暖房装置及び換気扇

(1) 冷房装置

ア 傷病者室の冷房装置を取り付けること。

イ 冷房装置は、傷病者室内を有効に冷房するのに必要な能力を有すること。

(2) 暖房装置

ア 傷病者室の暖房装置を取り付けること。

イ 暖房装置は、温水式のビルトインヒーターとすること。

ウ 暖房装置は、傷病者室内を有効に暖房するのに必要な能力を有すること。

(3) 換気扇

ア 傷病者室の右後方位置に適切に設置し、電動式の換気扇（ベンチレーター）を取り付けること。

イ 換気扇は、傷病者室を適切に換気（排出）できるものとし、換気（排出）量を調節できること。

5-6 雑音防止

(1) 各電装品（赤色警光灯等）は、電子サイレンアンプが動作中、スピーカーから雑音を発する

ことのないようにすること。

- (2) 充電回路には、ノイズフィルターを取り付けること。ただし、ノイズ対策等が既に取られている場合はこの限りではない。
- (3) 電気回路の接続を繰り返す所には、消弧用コンデンサーを必要に応じて挿入すること。
- (4) 車両の適切な箇所には、必要に応じてボンディングアースを行うこと。アース線は平織のアース線とし、金属で両側末端を処理したものとすること。ただし、樹脂コート等によりその効果が期待できないものについては、当局の判断にて除くことができる。また、無線雑音防止用のボンディングアースの取り付けについては別途指示する。

5-7 電流計、電圧計及びアワメーターの設置

- (1) 構成品は、電流計、電圧計及びアワメーターの各本体（第一エレクトロニクス製、又は同等以上の性能を有するもの）分流器及び専用ヒューズホルダー等で構成されるものとすること。
- (2) 各計器の取り付け位置は、適切な位置に取り付け、ヒューズホルダー等は、ステンレスのブラケットでバッテリー又はエンジンルームに取り付けること。
なお、バッテリーの引き出しに支障のないよう取り付けすること。
- (3) 電流計は、シャシー標準電装品及び架装電装品の合計の数値を検知できるよう適切に取り付けること。

5-8 その他の電装品

- (1) 後部ドアには、ハイマウントストップランプを取り付けること。
- (2) エンジンには、アイドルリング回転時、使用電気量に応じ、自動的にエンジン回転数を増しオルタネーターの出力をアップするアイドルリングアップ装置を取り付けること。
- (3) 運転室の左右ドアの後方又は上付近にサイドフラッシャーランプを増設すること。
- (4) 解除スイッチ付バックブザーを取り付けること。
- (5) 路肩灯
ア 後輪付近（両側）の適切な位置に設けること。
イ 路肩灯は、保安基準認定品（LED）とすること。

5-9 スイッチ盤

- (1) 傷病者室の適切な位置に架装関係のスイッチをまとめて取り付けすること。
- (2) 配線等には、必要に応じ保護用リレーを取り付けること。
- (3) スイッチは、使用電気容量に十分耐え得るものを使用すること。

5-10 ヒューズボックス

- (1) 架装関係の電源は、ヒューズボックスを新たに設け、適正容量のヒューズを介して供給すること。
- (2) ヒューズは、ブレード式ヒューズとすること。
- (3) ヒューズボックスには、各系統の名称及びアンペア数を明記すること。
- (4) ヒューズボックスは、リレーを含め一括して点検の容易な位置に取り付けること。

5-11 配線関係

- (1) ターミナル部の配線接続は、圧着端子を使用すること。
- (2) 配線の貫通部には、ブッシングゴムを取り付けること。
- (3) 電装品付近の配線には、圧着端子又はコンセントによる接続を必ず入れること。
- (4) 配線は、十分容量あるものを使用し、極力天井及び側板内等に敷設すること。
- (5) 配線は、すべて保護のためチューブを通すこと。
- (6) 配線は、各系統に色別すること。
- (7) 配線及び電装品は、エンジン等の発熱部から十分な距離をとり、防熱対策を施すこと。

5-12 保護装置

車内において、除細動器により除細動を行った場合に、車両の機器等に対する障害（電氣的

ノイズ及び漏電等による弊害) が起こらないこと。

6 無線装置関係等

- (1) 無線装置等の取り付け用のブラケット（金属製台座）を作成し、運転室内の適切な位置に取り付けること。
- (2) 無線機用アンテナ及びケーブル（260MHz）
 - ア 無線機用アンテナを車両両側の適切な位置に取り付けること。（詳細は別途協議）
 - イ 無線機用アンテナから運転室内の空中線共用器まで、アンテナ用ケーブル（5D2V）を敷設すること。
なお、ケーブル敷設は、露出のないように適切に行い、端末は、2m程度の余長をとること。
 - ウ 傷病者室用無線機のハンドセット及び分離制御器等を取り付けるためのスペースを確保し、補強を行うこと。
 - エ 上記(2)ウ（無線機のハンドセット及び分離制御器等）を取り付けのため、助手席後部の仕切りで上隅に配線用スリーブ（内径30mm以上を2本）を入れること。
- (3) 電源については、無線機メーカー推奨の施工方法を採用して実施すること（詳細については別途協議）。また、電源端子の位置については発注者と協議の上決定すること。
- (4) 無線装置一式を別紙1「消防業務用超短波無線電話装置仕様書（救急車（2）」のとおり取り付けすること。
- (5) AV用電源端子を適切な位置に設けること。
- (6) 運転室及び傷病者室に無線用のスピーカーを設けること。

7 塗装及び標示等

7-1 塗装

- (1) 外装の塗装は、救急車指定の白色とすること。
- (2) 車体の外面周囲には幅70mm程度の帯状の赤色を入れること。
- (3) 赤帯は次のとおりとすること。
 - ア 再帰性に富んだ反射材を、車両両側面及び後面に張ること。
 - イ 再帰性に富んだ反射材は、3M社製PX9472と同等以上の性能があるものとする。

7-2 記入文字等

- (1) 記入文字の書体は、すべて丸ゴシックとし、体裁よく配列すること。
- (2) 記入文字の箇所及び大きさ等は、次のとおりとすること。
なお、「車両略号」については、塗装工程前までに当局より別途指示する。

記入箇所	記入文字	色	大きさ(mm)	記入方向
車体両側及び後面	仙台市消防局	黒	120×120	向かって左側から
車体前面	「車両略号」	赤	80×60	〃
車体両側及び後面	「車両略号」	赤	100×90	〃
屋根（対空標示）	「車両略号」	赤	適宜	前進方向に向かって左側から
車体前面	仙 台	赤	80×80	向かって左側から

- (3) 記入文字の材質は、フィルムとし、住友スリーエム製スコッチカル（コントロールタック）又は同等以上の性能があるもので、フィルム表面には、クリヤ加工処理をすること。

7-3 素地調整

塗装及び文字記入前は、素地調整を十分に行うこと。

7-4 特殊防錆塗装

特殊防錆塗装（ジーバート塗装又はメーカー指定の防錆塗装）を次のとおり行うこと。

- (1) シャシー下廻り
- (2) 各ドア内側
- (3) フェンダー内側
- (4) キャビン内側

7-5 表示

- (1) スイッチ類には、すべて名称及び必要な表示をすること。
- (2) 計器類には、絵文字又は名称を表示すること。
- (3) 電源関係のコンセント等には、次のとおり表示をすること。
 - ア AC100Vのコンセントには、その取り付け部の直上に「AC100V」と表示すること。
 - イ DC12Vのコンセントには、その取り付け部の直上に「DC12V」と表示すること。
 - ウ 商用電源車両接続用コネクタ（外部入力用）には、その取り付け部の直上に「商用AC100V」と表示すること。
- (4) 燃料補給口には、燃料の種類を表示すること。

7-6 反射テープ

- (1) 扉開放時、扉が開放していることが確認できるように扉の側面に反射テープを取り付けこと。
- (2) 取り付ける扉は、車体外部へ開く全ての扉（スライドドア含む）とする。
- (3) 反射テープは、住友スリーエム製スコッチライト（高輝度タイプ981-71型）又は同等以上の性能があるものとする。

8 取付品、積載品及び付属品

取付品、積載品及び付属品は、別表のとおりとし、この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品は、すべて納入すること。

9 取付品、積載品、付属品、及び搭載品

- (1) 別表1、別表2、別表3、別表4のとおりとし、受注者の負担とすること。

なお、これらの取り付けは、受注者が行うものとし、本仕様書に基づいて救急業務に支障のないよう取り付けること。
- (2) 別表5については別途支給する。また、寸法等の諸元は別途指示する。
- (3) 別表2及び別表4で指定する積載品、医療機器等には、次のとおり文字を記入すること。
 - ア 書体は、丸ゴシックとすること。
 - イ 大きさ及び色については、適宜とすること。
 - ウ 記入文字については、「仙台市」及びルーフと同じ文字とし、塗装工程前までに当局より別途指示する。

別表1 取付品一覧表

「数量欄」：単位が「式」と表示されているものは、1式当たり、本体の数量1につき付属品等1組を合わせたものである。

	品名	数量	備考
1	時計	2台	運転室及び傷病者室（傷病者室は秒針付のアナログ型。） 運転室については、運転席及び助手席双方から視認できる小型デジタル電波時計であること。
2	ラジオ	1式	AM・FMラジオメーカー純正品
3	サンバイザー	1式	運転席側及び助手席側
4	無線機	1式	無線装置 別紙「消防業務用超短波無線電話装置仕様書（救急車）」のとおり
5	フロントフォグランプ	1式	シャシーメーカー純正品または同等以上の性能を有するもの。
6	地図入れ	1式	当局の指定する地図が入ること。大きさは別途指示。
7	エアコンディショナー	1式	デュアルエアコン又は フロントエアコン+リアクーラー
8	消防章	1個	径150mmクロームメッキ製
9	前部赤色警光灯	1式	車両メーカー純正品または同等以上の性能を有するもの
10	後部赤色警光灯	1式	車両メーカー純正品または同等以上の性能を有するもの
11	赤色点滅灯 (フロントグリル)	1式	ウィレン製 IONVBRまたは同等以上の性能を有するもの
12	赤色点滅灯 (フロントバンパー側面)	1式	大阪サイレン製 LFA-100または同等以上の性能を有するもの
13	赤色点滅灯兼作業灯 (車体後部跳ね上げ式ドア上部)	1式	小糸製作所製 LEDHK1 (2灯) または同等以上の性能を有するもの
14	赤色点滅灯兼作業灯 (車両両側面)	2式	小糸製作所製 LEDHK1 (2灯) または同等以上の性能を有するもの
15	電子サイレンアンプ等	1式	サイレン：車両メーカー純正品又は大阪サイレン製 OPS-D151Q（音声合成ROM:No.510、601付） 又は同等以上の性能を有するもの マイク：車両メーカー純正品又は大阪サイレン製MC-D1 又は同等以上の性能を有するもの（サイレンアンプ付属品可）
16	スピーカー	2式	内蔵型50W

17	バックアイカラーカメラ	1式	車両メーカー純正品又は同等以上の性能を有するもの
18	バックアイカラーカメラ用カラーモニター兼用カーナビゲーションシステム	1式	ビルトイン又はオンダッシュ方式で車両メーカー純正品又は同等以上の性能を有するもの
19	F A S T車載器	1式	現場急行支援システム用車載器（設定含む）
20	スポットライト	2 箇所	運転室とハイバックシート用マップランプ
21	輸液ビンホルダー	2個	傷病者室（4本分）
22	カーテン	1式	別途協議
23	ホワイトボード	1式	200mm×200mm程度の大きさでペン（赤×1と黒×2本）付き、ペン立て付き
24	補助ミラー（ドアミラー）	1式	助手席用ドアミラー
25	泥よけ	4	車両メーカー純正品又は同等以上の性能のもの
26	登録ナンバープレートフレーム（前・後）	各1 個	
27	自動充電装置	1式	大阪電子器材(株)製 SA-12PX-C 又は同等以上の性能のもの
28	ドライブレコーダー	1式	KENWOOD製DRV-R30S 又は同等以上の性能のもの
29	DC12V電源自動切替装置	1式	P510-RS10又は同等以上の性能のもの
30	シートカバー	1式	
31	E T C車載器	1式	車両メーカー純正品又は同等以上の性能のもの

別表2 積載品一覧表

※印は、取付装置を含む。又、文字の欄に○印があるものについては文字を記入すること。

	品名	文字	数量	備考
1	※メインストレッチャー	○	1式	ストライカー製 Power-Pro 2 (メーカー6年保証付) 又は同等以上の性能を有するもの ※点滴スタンド取付け位置：傷病者頭部側左右各1箇所
2	※バックボード	○	1式	ファーンワシントン社製 モデル2010, 436-IP (固定ベルト4本)、445 (ヘッドイモビライザー) 又は同等以上の性能を有するもの
3	※スクープストレッチャー	○	1式	ファーンワシントン社製 モデル65EXL 又は同等以上の性能を有するもの
4	万能オノ		1本	(救助器具) ベンケイ型 ※支給品
5	ガラスカッター		1本	(救助器具) ※支給品
6	シートベルトカッター		1本	(救助器具) ※支給品
7	バール		1本	(救助器具) 長さ600mm程度 ※支給品
8	番線カッター		1本	(救助器具) 長さ300mm程度 ※支給品
9	救助器具用ケース		1 セット	上記No. 6～10を収納できるもの ※支給品
10	リコイルLED型ライト		3式	ペリカン製LED#2410 又は同等以上の性能を有するもの
11	※温冷蔵庫	○	1式	AC100V・DC12V兼用で使用でき、0度から60度程度まで、1度ごとの温度調節が可能なもの
12	※消火器		1個	車両用6型粉末ABC消火器
13	傷病者搬送用マット	○	1枚	エアーストレッチャー株式会社製ADJ-001 又は同等以上の性能を有するもの
14	枕		1個	カマボコ型枕ベルト付

別表3 付属品一覧表

	品名	数量	備考
1	スペアタイヤ (夏タイヤ)	1本	ホイール付 (バランス調整済のもの)
2	スタッドレスタイヤ	4本	ホイール付 (バランス調整済のもの)
3	標準工具	1式	点検ハンマーを含む
4	整備工具	1式	ドライバー(中)プラスマイナス各1本, プライヤー 150mm 1本 両口スパナ (8mm×9mm, 10mm×12mm, 14mm×17mm) 各1本
5	非常信号用具	1式	2色信号灯, 赤旗, 非常停止板
6	電源コード (10mもの)	1本	キャプタイヤケーブル (CTケーブル) で外部商用100V入力用
7	フロアマット	1組	前後席分
8	車輪止 (ゴム製)	1組	1.5mのロープ付
9	エンジンキー	1式	リモコンキーを3個 リモコン無しのを2個
10	ハイグリース	1本	(株)イチネンケミカルズ ハイグリース (防錆潤滑グリース) 又は同等以上の性能を有するもの
11	タイヤチェーン	2組	SCC製 ケーブルチェーン又は同等以上の性能を有するもの
12	ワイパーブレード	1式	シャシメーカー純正品又は同等以上の性能を有するもの
13	予備電球及びヒューズ	1式	シャシ取付数の半数 ただし、ヘッドランプとフォグランプは除く
14	愛車セット	1式	水垢取り剤およびボディワックス (250g) を含む
15	補修用塗料	1本	タッチペンタイプ (白色)

別表4 医療機器等一覧表

※印は、取付装置を含む。又、文字の欄に○印があるものについては文字を記入すること。

	品名	文字	数量	備考	医療機器	販売資格	管理者
1	患者監視装置	○	1式	別紙「患者監視装置仕様書」のとおり	クラスⅢ	届出	設置
2	半自動除細動器	○	1式	別紙「半自動除細動器仕様書」のとおり	クラスⅢ	許可	設置
3	※二連式加湿流量計 (定置型人工蘇生装置及び酸素吸入装置用)		1式	オキシパックOX-ⅢS	クラスⅡ	届出	設置
4	酸素ボンベレギュレーター		2式	ヨーク対応型	クラスⅡ	許可	設置
5	※鋼製10リットル酸素ボンベ(酸素未充填のもの)	○	2本	ヨーク式バルブ(取手付)	非該当	不要	不要
6	※耐振動血圧計	○	1式	ウォール型アネロイド式, 直径15cm程度	クラスⅠ	不要	不要
7	※吸引器	○	1式	アキュバック・プロ ・専用ブラケット ・ショルダーストラップ ・コンバージョンキット 付 又は同等以上の性能のもの	クラスⅡ	届出	設置
8	自動式人口呼吸器取付装置		1式	専用取り付け装置 ※本体は別途支給			

別表5 搭載品(支給予定品)一覧表

	品名	数量	備考
1	自動式人工呼吸器	1式	メーカー型式については別途指示
2	自動式心マッサージ器	1式	メーカー型式については別途指示
3	救急活動バック	1式	詳細にあつては別途指示